

ふじよしだ

第139号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

よい子の花火大会



9月定例会

平成28年度決算を認定

一般会計歳出総額は

222億

1797万2930円

平成29年9月定例会は、9月6日開会され、23日間の会期を終えて、9月28日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任し、委員会が構成されました。

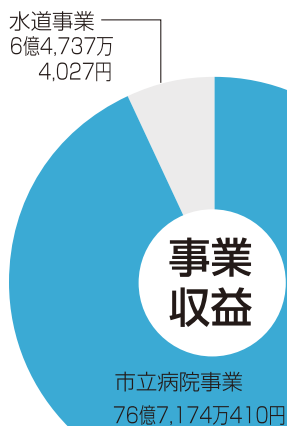
議案は、平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定などの外、一般会計継続費精算報告書など報告6件、市税条例など条例の一部改正2件、住居表示の実施に伴う関係条例の整理について、平成29年度一般会計補正予算（第2号）など補正予算2件、工事請負契約の締結について、教育委員会委員の任命など人事案件2件、合計17件の市長提出議案に加え、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書」の提出を求める請願1件、それに付随した意見書1件、合計19件をすべて認定、可決、採択、同意しました。

また、辞職に伴う富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙を行いました。

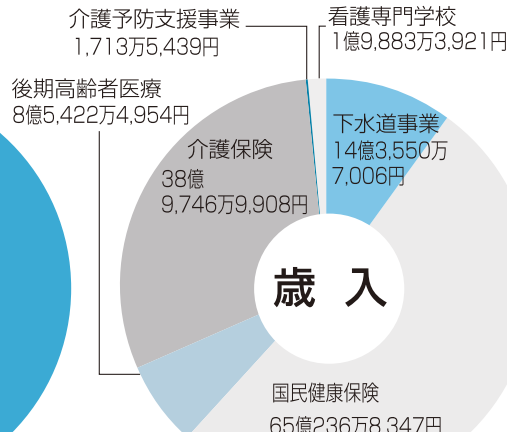
市政に対する一般質問は、3人の議員が行いました。

決算報告

事業会計

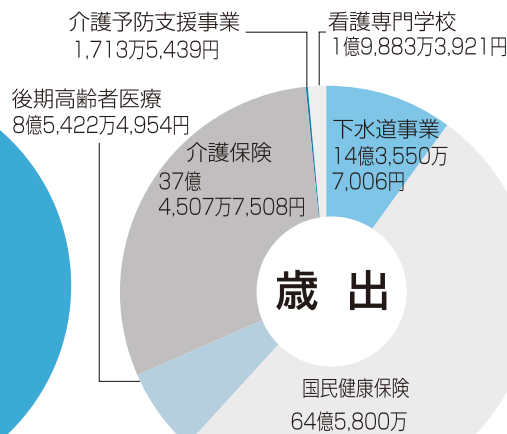
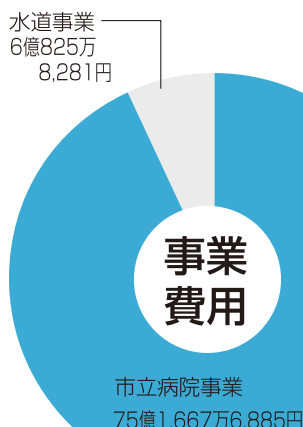


特別会計



一般会計

歳入
228億9,194万6,771円



歳出
222億1,797万2,930円

議会の動き

議員合同研修会

8月10日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会が昭和町のアピオ甲府にて開催され、北海道大学公共政策大学院長・教授宮脇淳先生を講師に、「議会の政策思考力について」の講演が開催され、議員としての見聞を広げました。



人事案件

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員(補欠選挙)
戸田 元 (上吉田区域)

議案審議 報告案件・即決案件の内容

●報告第9号

継続費精算報告書について(平成28年度富士吉田市一般会計予算)

【内容】

平成26年度から平成28年度までの3か年で実施いたしました「(仮称)富士の郷食あいセンター整備事業」外3件について、事業が終了したため、継続費の精算報告がなされました。

●報告第10号

継続費精算報告書について(平成28年度富士吉田市水道事業会計予算)

【内容】

平成27年度から平成28年度までの2か年で実施いたしました鐘山第2配水場整備事業について、事業が終了したため、継続費の精算報告がなされました。

●報告第11号

健全化判断比率について

【内容】

本市の財政は、健全に運営されている旨報告されました。

●報告第12号

資金不足比率について(富士吉田市下水道事業特別会計)

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

●報告第13号

資金不足比率について(富士吉田市立病院事業会計)

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

●報告第14号

資金不足比率について(富士吉田市水道事業会計)

【内容】

資金不足に至っていない旨報告されました。

●議案第42号

工事請負契約の締結について

(平成29・30年度防衛関係事業(8条)(仮称)富士吉田市立第七保育園新築(建築主体)工事)

【内容】

契約金額3億9312万円で、渡秀工業・加々見工務店平成29・30年度防衛関係事業(8条)(仮称)富士吉田市立第七保育園新築(建築主体)工事共同企業体と契約しようとするもの。

●議案第43号

富士吉田市教育委員会委員の任命について

【内容】

委員の渡邊慈仁氏及び武藤さとみ氏の後任に、富士吉田市大明見五丁目12番1号、宮下公雄氏及び富士吉田市中曾根一丁目5番5号、清水慶子氏を任命するもの。

●議案第44号

富士吉田市公平委員会委員の選任について

【内容】

委員の田邊作之氏の後任に富士吉田市小明見一丁目6番38号、勝俣明人氏を選任するもの。

●議案第45号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】

議員全員による提案により本市議会から政府に対して30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を提出するもの。

9月定例会 会期日程

日程	内容
9月6日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
13日	本会議 ○市政一般質問
15日 20日 21日	決算特別委員会 ○付託議案の審査
22日	総務経済委員会 ○付託議案の審査
25日	文教厚生委員会 ○付託議案等の審査
28日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 (議員提案含む) ○各議案の採決 ○富士吉田市教育委員会委員の任命について ○富士吉田市公平委員会委員の選任について ○富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について (閉会)

《編集委員会》

委員長 戸田 元 委員 渡辺利彦 横山勇志
副委員長 渡辺孝夫 前田厚子 渡辺大喜

委員会の審査から

□決算特別委員会 □総務経済委員会 □文教厚生委員会

決算特別委員会

●審査案件

①議案第34号

平成28年度富士吉田市
一般会計及び特別会計歳
入歳出決算認定について

②議案第35号

平成28年度富士吉田市
立病院事業会計決算認定
について

③議案第36号

平成28年度富士吉田市
水道事業会計決算認定に
ついて

以上3議案について、
審査するにあたり、次の
10名の議員で構成される
決算特別委員会を設置し、
審査を行いました。

委員長 勝俣大紀
副委員長 鈴木富蔵
委員 奥脇和一
渡辺孝夫
及川三郎

渡辺幸寿

桑原守雄

前田厚子

渡辺新喜

渡辺大喜

入歳出決算認定

●一般会計

平成28年度の一般会計
決算は、予算現額239
億8394万6708円
に対し、収入済額228
億9194万6771円、
支出済額は222億17
97万2930円で、歳
入歳出差引額は6億73
97万3841円となり、
繰越明許費繰越額116
2万5千円を差し引くと、
実質収支額は6億623
4万8841円となつて
おり、前年度に比較して
3796万5804円の
増となつております。
実質収支額のうち、3
億5千万円は財政調整基
金へ積立て、3億123
4万8841円が翌年度
へ繰り越されており、妥
当と認められますので、
原案のとおり認定すべき
ものと決しました。

●審査結果

①平成28年度富士吉田市
一般会計及び特別会計歳

なお、一般会計歳出の
審査の中で、総務費まち
づくり事業の定住促進対
策について、転入者の動
向や制度開始以降の統計
等をしっかりと管理し、今
後の運営に役立てるよう
にして欲しいとの要望が
ありました。

民生費富楽時管理運営
事業について、富楽時を
さらに有効活用するため
に新世界通りとコラボし
て、より多くの市民に足
を運んでいただけるよう
な施策を展開して欲しい
との要望がありました。

児童福祉費子育て支援
事業のホームスタート業
務は、子育て支援施策と
して保護者にとっても非
常に有意義な制度なので
多くの市民の方に利用し
ていただくよう積極的に
PR活動を行って欲しい
との要望がありました。

保育園管理運営事業に

おいて、現在、産休・育
休の家庭は今まで通つて
いた園児は退園しなければ
ならない制度になつて
いるが、園児も人格を持
った一人の人間であり、
ようやく慣れた環境で日
々成長していく途中で退
園しなければならぬとい
う制度については見直
して欲しいとの要望があ
りました。

商工費地場産業振興事
業について、後継者問題
等様々な課題があるが、
今後の地場産業の発展の
ために事業者に寄り添い
ながら継続したサポート
をして欲しいとの要望が
ありました。

土木費区画整理事業に
おいて、現在進捗中の剣
丸尾西土地区画整理事業
について、組合としま
りと連携を図り、一日も
早く認可が下りるよう頑
張って欲しいとの要望が

ありました。

消防費非常備消防事業において、現在消防団員の報酬、費用弁償については、各分団に一括して支払いを行っているが、新聞報道にあったような過ちがあつてはいけないので、機会を設けて支払い方法について検討をして欲しいとの要望がありました。

防災対策事業において、備蓄品であるアルファ米による食中毒事件が他県で起こったことから、当市の備蓄品についても製造元に確認をして欲しいとの要望がありました。

教育費特別支援スタッフ事業において、臨床発達心理士が1名ということとでサポートが充分ではないと考えられることから、専門的な知識を持ったスタッフの増員など相談がしやすい体制を整え

て欲しいとの要望がありました。

学校給食センター運営事業において、新たな施設として稼働が始まったので、残食の量などをつかりと数字として管理し、今後の献立を考える上での参考にして欲しいとの要望がありました。

一般会計総括質疑の中で、自治会にも参加していただいた富士山噴火を想定した広域避難訓練において、自治会へ加入していない世帯の状況把握が難しいことから、有事の際のことを考えた場合、自治会に加入してもらうことが望ましいので自治会加入の呼びかけをして欲しいとの要望がありました。また、訓練内容についても、形骸化せず発展した形での訓練を実施して欲しいとの要望がありました。

梨ヶ原の雁ノ穴が割れ目火口であるという調査結果が出されたことから、現在使われているハザードマップ及び広域避難マップの見直しを早急にして欲しいとの要望がありました。

●特別会計

平成28年度の下水道事業特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに14億3550万7006円となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算であります。歳入総額65億236万8347円に対し、歳出総額は64億5800万6343円であり、歳入歳出差引額は4436万2004円となり、実質収支額も同額となっております。

実質収支額のうち2300万円は財政調整基金

へ積立て、2136万2004円が翌年度へ繰り越されております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに8億5422万4954円となっております。

次に、介護保険特別会計決算であります。歳入総額38億9746万908円に対し、歳出総額は37億4507万7508円であり、歳入歳出差引額は1億5239万2400円となり、実質収支額も同額となっております。全額が翌年度へ繰り越されております。

次に、介護予防支援事業特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1713万5439円となっております。

次に、看護専門学校特別会計決算であります。

歳入総額、歳出総額ともに1億9883万3921円となっております。

以上、6特別会計については、それぞれ妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、下水道事業特別会計下水道事業債償還事業について、起債の残高が徐々に減少してきたことは評価できるので、引き続き起債残高が減るよう計画的な事業の執行をして欲しいとの要望がありました。

介護保険特別会計居宅介護住宅改修費支給事業において、受領委任払い制度を利用されている方がいないということなので、積極的に制度の周知をして欲しいとの要望がありました。

認定

本案は、平成28年度富士吉田市立病院事業会計決算認定でありまして、審査にあたつては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益76億4576万2681円、事業費用76億3131万9203円となり、損益収支では1444万3478円の当年度純利益が計上され、前年度との対比では、収益が1億6759万7634円の減、費用では2億2582万3020円の減となっております。

また、資本的収入及び

支出では、収入額2億1302万1千円、支出額5億3891万6269円で収支不足額3億2589万5269円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

国における持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療・介護サービスの提供体制の改革を踏まえ、地域医療に求められる役割は、より多様化、高度化しており、良質な地域医療の確保と経営の健全化が求められております。

このような状況の下、救急医療や高度医療などの不採算部門を担う中で、富士・東部地域の保健医療の拠点となる中核病院として、その使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと

決しました。

③水道事業会計決算認定
本案は、平成28年度富士吉田市水道事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益6億1186万6115円、事業費用5億9026万226円となり、損益収支では2160万5889円の当年度純利益を計上し、前年度に比べ収益が695万2201円の増、費用で1267万5468円の減となっております。

また、資本的収入及び

支出では、収入額8億8789万6809円、支出額11億2591万2824円で、収支不足額2億3801万6015円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

安全で安心な水道水の安定供給と、健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとしての社会基盤整備を推進するため、配水給水施設の整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務経済委員会

●審査案件

①議案第37号

富士吉田市税条例の一部改正について

②議案第40号

平成29年度富士吉田市一般会計補正予算（第2号）

●審査結果

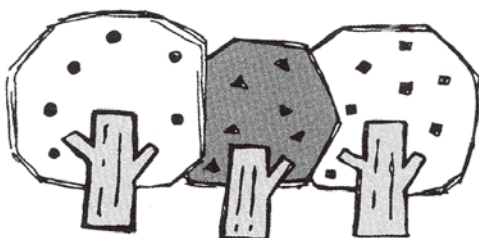
①本案は、「富士吉田市税条例」の一部改正でありますので、「地方税法及

れ7074万円を追加し、総額を210億4947万1千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金6912万円、民生費国庫補助金162万円を増額するものであり、歳出では、市道等建設事業費3910万円、人口減少対策関連事業費3140万円、障害者総務事業費324万円を増額し、看護専門学校特別会計繰出事業費300万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、人口減少対策関連事業において、定住促進奨励金制度の対象者を40歳未満としているものについて、会社を定年退職した方も対象となるよう年齢制限を撤廃してもらいたいと

の要望がありました。市道等建設事業において、横町熊穴線の整備により交通量の増加が見込まれる上宿西交差点は、現在も交通事故が多いため、警察等と協議を重ねて対策を講じていくよう要望がありました。



文教厚生委員会

●審査案件

①議案第38号

住居表示の実施に伴う
関係条例の整理について

②議案第39号

富士吉田市手数料条例
の一部改正について

③議案第41号

平成29年度富士吉田市
看護専門学校特別会計補
正予算（第1号）

④請願第1号

30人以下学級実現、義
務教育費国庫負担制度拡
充を図るための請願書に
ついて

●審査結果

①本案は、「住居表示の
実施に伴う関係条例」の
整理でありまして、浅間
町・新町・宮下町・泉町
地区の住居表示を本年11

月6日から実施すること
に伴い、住居表示の実施

区域に設置している公の
施設の位置の表示を改め
るため、所要の改正を行
うものであり、妥当と認
められますので、原案の
とおり可決すべきものと
決しました。

②本案は、「富士吉田市
手数料条例」の一部改正
でありまして、介助犬及
び聴導犬を新たに減免対
象とする等のため、所要
の改正を行うものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

③本案は、平成29年度富
士吉田市看護専門学校特
別会計補正予算第1号で
ありまして、今回、歳入
について県補助金300

万円を増額し、一般会計
繰入金300万円を減額
するものであり、妥当と
認められますので、原案
のとおり可決すべきもの
と決しました。

④本件は、30人以下学級
実現、義務教育費国庫負
担制度拡充を図るための
請願でありまして、豊か
な子どもの学びを保障す
るための条件整備は不可
欠であることから、ひと
クラスの学級規模を引き
下げる必要があり、教育
予算についても拡充して
欲しいとする願意に賛同
し、採択すべきものと決
しました。



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問 9月

《抜粋》

勝俣 大紀 議員



①生活環境に関する騒音等の規制について

●1回目の質問

最近、農地から宅地等への転用が相次ぎ、第1種住宅地域、第2種低層住居専用地域に住んでいる住民から騒音に悩まされているという苦情が相次いであった。その現場に行ってみると、うずたかく積みあがったコンクリートの塊があり、バックホーが1台あった。コンクリートガラは産業廃棄物の対象となっている。

今回のケースでは、取り扱い業者は県に対し、産業廃棄物事業場外保管届出が必要となっており、その要項には安全防止柵や事業者

の看板の設置等が条件となっている。しかし、その要件が満たされていない環境の中で作業がされていた。これは明らかに違反行為でないのかと思つたので、まず市の担当課に連絡し、併せて県富士東部林務環境事務所に問い合わせし、状況を確認していただくように働きかけた。しばらくすると、安全防止柵や事業者の看板設置がされており、いまの現状となっている。

そこでまず、市長にお伺いする。以前にも平成24年下吉田地区において、騒音等で悩まされた住民の方もいたと聞いたことがあったが、当時どのような状況であったのか、またどのような対応をされたのか、お聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

本市における騒音等については、騒音規制法、山梨県生活環境の保全に関する条例及び平成26年10月1日から施行された富士吉田市環境保全条例により規制しており、その規制が及ぶ範

囲は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域に限られている。本市の騒音規制地域は、これまでも何回か見直しが行われており、直近では本年4月1日の都市計画法による用途地域の見直しに伴い変更されたところである。

勝俣大紀議員御質問の、平成24年の下吉田地区における騒音等の問題についてであるが、当該地は都市計画法による用途地域として第一種中高層住宅専用地域に指定された地域であり、また住宅密集地でもある。そのような場所において、事業者の作業時の騒音や粉塵に関して近隣住民等の生活環境に悪影響を及ぼす紛争が生じた。その際、用途地域指定の趣旨にそぐわないことを踏まえ、騒音規制法、山梨県生活環境の保全に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、山梨県と協議し連携を図りながら対応した。

具体的に対応内容としては、事業者の御理解の下、騒音や粉塵の飛散防止を目的に隣接地との境界にシーートの設置を行うとともに、作業時間の考慮等の御協力をしていただいたところである。

●2回目の質問

先ほどの答弁では、用途地域内で発生したことについてであった。しかし、第

1回目の質問で示した用途地域外で、しかも騒音等の規制がかからない地域で騒音等が発生しているケースの場合、隣接する地域の住民に対する生活環境の改善を図るという目的を達成するには、もつぱら住宅用途地域に隣接している用途地域指定区域外の地域において規制がかけられるのかという点である。

今回のケースは、山梨県で定める騒音に係る環境基準等で示されている指定工場等や特定施設等にあらたない状況で作業しており、また、事業を実施している地域は用途地域の指定がない、いわゆる白地の地域であるが、隣接する第一種住居地域や第二種低層住居専用地域の住民にとっては、いままで、平穩に暮らしていた生活環境が一変し、騒音に悩まされる地域となつてしまつているという状況である。

そこでさらに詳しく、県や市の環境条例等を調査したが、実際には規制の範囲内で事業されているので、これ以上手の施しようがないこともわかつた。

しかし、平成23年8月30日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これまで知事が行なっていた騒音・振動・悪臭の規制地域の指定、規制基

準の設定等の事務が全ての市に移譲され、平成24年4月1日からは、市の区域においては市長が、町村の区域については知事が、それぞれ地域指定及び規制基準の設定の事務を行えるようになった。

この規制基準については、富士吉田市の現況は次の通りである。富士吉田市環境保全条例、第7条（規制基準の設定）第1項において、「市長は規制基準を規則で定めなければならない」となっており、ここに示す規制基準とは特定施設において事業活動を行う者が発生させ、または、排出する騒音等の量、濃度又は程度の許容限度をいふことになっている。

また、環境保全条例の第1条目的として、「環境基本条例の基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、富士吉田市、事業者及び市民の自覚と協力のもとに生活環境の保全に関する施策を推進し、現在および将来にわたつて良好な環境を確保することを目的とする」となっている。そして、第2条第3号では、「公害とは事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる騒音等によつて人の健康または生活環境に係る被害が生ずること」と定義されている。

以上のことから、生活環境の変化に伴う住民からの

苦情に対し、市独自の見解で生活環境に関する規制の見直しを検討すべきであると思う。

そこで、質問になるが、もつぱら住宅用途地域に隣接している用途地域指定区域外の地域における規制の見直しについて、市長の見解を伺う。

●2回目の市長答弁

用途地域指定区域外の規制の見直しについてであるが、本市の騒音等規制基準は富士吉田市環境保全条例及び条例施行規則により、規制地域を第1種区域から第4種区域に分け、その区域ごとに騒音等に係る規制基準を設定している。

その設定については、平成24年4月1日に施行された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による騒音規制法等の改正により、その権限が市に移譲された。規制地域の指定は原則として都市計画法による用途地域を基に住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定しており、規制基準については国が定める基準の範囲内で設定している。

今回のケースについては、騒音等規制地域外であることから規制基準に該当しない。また、仮に規制地域と指定した場合においても、

騒音規制法により指定後3年間は命令や勧告をすることができない。

したがって、市としては既に住民生活に影響を与えている事業者に対しては、作業内容を確認するとともに地域住民の生活状況を把握し、事業者の御理解・御協力をいただく中で、良好な生活環境保全のための行政指導を進めて参る。

また、今後においては、富士吉田西桂スマートインターチェンジの整備による幹線道路の交通量の増大をはじめ、本市全体の土地利用状況の変化等を視野に入しながら、生活環境の保全の必要性があると認める地域については、将来を見据え用途地域指定区域外における騒音等規制地域の見直しの検討を図って参る。

②主権者教育について

●1回目の質問

小泉政権下で行われた三位一体の改革が断行され、その改革の1つに行政改革があり、十数年が経とうとしている。その改革後、全国的に市民参加の行政、市民に開かれた議会をめざすというスローガンを掲げ、各地で自治基本条例や議会基本条例等が制定されてきた。

そんな中、富士吉田市に

おいては、市民と協働で進めていく試みがされている。行政サービス为民間の力を借りて押し進めていくため、ニューパブリックマネージメントと呼ばれる手法を用いて指定管理者制度の活用が行われ、いままでとは違ったサービスの提供を受けることができるようになった。

また、市民のみなさんの意見を直接吸い上げる目的で設定されているパブリックコメントも行われて、市政全般に対して幅広く様々な意見を頂戴している。政治に関心のある方はあらゆる手法を用いて、関わり合いを持つとうとするが、多くの市民は政治にあまり関心がないように思われる。

特に、将来を担う若い方を中心に全国的に政治に対する関心が低く、年々投票率も下落しているという事態に陥っている。この問題を解決するために、昨年より18歳から投票することができるようになった。

選挙における投票する行為は政治に対する自分の意志の表れであり、その指標の1つとして投票率がある。この制度が初めて導入された平成28年7月における第24回参議院議員通常選挙における投票率は、山梨県の選挙管理委員会の情報では、満18歳で54・16%、満19歳では41・51%であった。この結果を分析すると、

満18歳において、19歳を約13%上回る結果となり、この要因は学校における18歳の主権者教育の効果があつたと思われる。

この主権者教育については、シチズンシップ教育とも呼ばれているが、市民一人ひとりの権利や個性が尊重され、自立した個々人が自分たちの意思に基づいて社会に参画し、多様な能力を発揮することで成り立つような社会が持続的な発展にもつながるものであり、現在のように成熟した市民社会では、市民自身が地域や社会での課題を見つけ、その解決やサービス提供に関する企画・検討、決定、実施、評価の過程に関わることが、市民一人ひとりと

とて、豊かな生活を実現するとともに、自分自身を守り、社会の急速な変革に一方的に圧倒されないようにするための大きな助けになると考える。

青少年については、このような理念のもと、各年齢に応じた主権者教育が最近施されるようになった。

しかし、社会人については、学齢期において成熟した市民社会で必要な能力を身に付けるための十分な教育を受けていないことに加えて、地域や社会での企画・検討、決定、実施、評価の過程に関わるために必要な情報や機会が十分には提供されていないこと、及び、

様々な理由によつて地域や社会に自分から関わることに困難な市民をサポートする仕組みが十分ではないことが指摘されており、その必要性が問われている。

続いて、この報告書では起点を市民一人ひとりに置いて、市民が社会の一員として参加し、自分を守り、声を上げ、豊かな生活を送り、個性を発揮し、自己実現し、よりよい社会づくりに参加・貢献できるようにすることが第一の目的であり、それが、ひいては社会の持続的な発展や統合につながっていくという観点からの提言であるとまとめられている。

平成29年3月の定例会において、市長自ら、所信表明の中で、『平成29年度は、現在第5次総合計画の最終年度となる。総合計画とともに平成27年度に策定した地域総合戦略の施策を着実に推進し、市民が主体の自治体づくりを力強く進めていくことにより誰もが豊かさを感ずることのできる、力強いまちの実現をめざす』としており、このスローガンを達成するには、市民のみなさんが主権者であるということを再認識する主権者教育は有効に作用するものと思われる。

しかし、主権者教育を施していくにはかなり時間がかかる。まずは、行政への関わり合い方について市民

の皆さんが他人事ではなく、自分ごととして捉えていくことが先決ではあると感じる。

そこで質問になるが、所信表明の中で掲げたスローガンを達成するため、どのように進めているのか、また、この主権者教育についてどのような考えをお持ちなのか、お伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、本年3月定例会での所信表明の内容をどのように進めていくのかについてであるが、「地方分権一括法」の施行により、国と地方の関係が「上下主従」から「対等協力」へと変わり、地方においても自らの未来は自らが決め、その責任も自らが負う、自主的で自立的なまちづくりが求められるようになった。

このような中、私は政治信条である市民目線に立つた市政運営により、市民の皆様が主役となる魅力あるまちづくりを目指し力強く取り組んで参った。今後においても、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働して市政運営を推進していくことにより、誰もが豊かさを感ずることができるようになることを目指して参る。

次に、主権者教育についてであるが、勝俣大紀議員御発言の平成18年の経済産業省からの報告は二トや

フリーターなどの増加により、社会における階層化や分裂現象が顕著になっていることを背景に試みられたシチズンシップ教育と呼ばれる教育であり、その後、平成27年6月に成立した改正公職選挙法により、選挙権を有する年齢が「満18歳以上」に引き下げられたことを受け、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく力を育むもの」が主権者教育であると認識している。

そうした意味において、公職選挙法の改正は若者を中心に投票率が下落している問題を解決するためではなく、未来の国や社会の在り方を決める政治について、より多くの世代の声を反映することを目的としたものであると考えている。

主権者教育は市民一人ひとりが主役となつて、自分たちのまちをつくりあげていく上で非常に重要なものである一方、その教育の浸透には時間を要するものと認識している。

したがって、これまで以上に各個人が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをまとめていく力を養っていくとともに、地域社会を担う一員としての意識を醸成していくことがますます重要になっていくと考えている。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

9月

渡辺 貞治 議員



①国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業について

●1回目の質問

当事業は、山梨県が主体となつて行う事業であるが、事業の完成後は地域の防災性の向上や安全で快適な歩行空間の整備、また、魅力ある観光景観の形成も図られ、地域では当該事業の一日でも早い実現を切望しているところである。

しかし、今年の3月に開催されたまちづくり検討会において、山梨県の担当者からは予備設計及び用地測量等を行っていく旨の説明を受けているが、一向に進んでいる気配もなく、その

後何の連絡もないため地域住民もどうなっているのかと困惑しているところである。もし、何も進んでないにしても何かしらの情報提供があつてもいいのではないかと、といった声も私のところに届いている。

そこで、当事業の現在の進捗状況についてお聞かせ願う。また、市として今後どのように県と協力体制を築き、事業の完了を目指していくのか市長の考えを併せてお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業についての現在の進捗状況についてであるが、本事業は平成27年度に山梨県公共事業評価委員会において、事業の必要性が高く実施が妥当との評価を受け、昨年度において予備設計を終了し、本年度においては用地測量・用地調査等について業者に発注したとの報告を受けている。

山梨県の計画によると、今後は用地取得・建物補償を経て、順次電線地中化

工事・歩道拡幅工事を着工し、平成39年度に完成する予定となっている。

次に、県との協力体制等についてであるが、安全で快適な歩行空間の整備や魅力ある観光景観を形成する電線の地中化は、その実現を地域住民が切望している事業であり、観光振興の面からも重要施策の一つとして位置付けている。

今後においても、地域の声や本事業の必要性等について引き続き山梨県に働きかけを行うとともに、円滑に事業が進捗するよう県及び中曽根地区沿線まちづくり地区協議会との連携を密にし、本事業が一日でも早く完了するよう努めて参る。

●2回目の質問

当事業の進捗状況については、今後より一層の県への働きかけを期待するとともに、県と市、そして地域住民が一体となつて事業の完了を迎えることを切に願っているところである。そしてまた、私はこの国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業は、電線を地中化することが目的ではなく、電線地中化により変化した景観をこれからどう活かすかということが大変重要であると考えている。

今回の電線地中化及び歩道の拡幅工事に併せて、金鳥居交差点で本町通りと東西に交わる赤富士通りの利活用についても一体的に考

えるべきと考えている。

そこで、世界文化遺産御師まちの門前町として、また本市の商業圏の中心として、地域のまちづくりの取り組みを市として、どのように支援していくのか、市の将来のビジョンを踏まえた中で、できる限り具体的にお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

地域のまちづくりへの支援についてであるが、まちづくりについては、行政と地域住民が一体となり協働して取り組むことが重要と考えている。

今後においては、中曽根地区の魅力ある観光景観づくりのため電線地中化事業の進捗に歩調を合わせ、地域住民が行う「御師まち」の門前町として和の雰囲気醸成する取組みや建物のデザインにより街並みに一体感を持たせるための取組み等に対して、行政として積極的な協力して参る。

いずれにしても、今後も本事業が一日でも早く完了するよう引き続き山梨県に働きかけを行うとともに、良好な景観形成によるまちづくりを地域住民の皆様と一緒に推進して参る。

②御師浅間坊の整備について

●1回目の質問

この地域は御師の宿坊が

旧くから多数存在し、富士山の信仰登山のために国内各地域から訪れる富士講社を始め、多くの登山者を支え、さらに人々の交流拠点として栄えてきた場所である。したがって、上吉田に存在する御師住宅などはそのひとつとつが富士山信仰の歴史を伝える貴重な資産であり、後世に引き継がなければならないものであると考えている。

その中であつて、御師浅間坊は本町通りに面し、並びに上吉田地域の中心に位置するため、この地域の富士山信仰に関わる資産をつなぐ存在である。

そのようなことから、御師「浅間坊」に対する地域の皆さんの関心が高く、今後の活用のため、その整備が必要であることは言をまたないところである。

そこで、御師「浅間坊」の施設整備について、既存の建物も含める中で現在までの経過と現況及び今後の方針について市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

御師「浅間坊」については、土地、建物2棟及び表門について平成27年に所有者から「本市の教育・文化の向上及び地域の振興のために役立ててほしい」との御寄附の申出をいただき、その手続きを進めたところである。

御寄附をいただいたこれ

らの施設のうち、市の文化財に指定されている表門については、耐震診断の結果、大地震の際に倒壊又は大破壊の可能性があつたことから、この問題を解消するため同年に改修工事を実施した後、現在は一般開放を行っている。

また、建物2棟のうち、国道139号沿いの建物については、昭和57年以前の建築であり、耐震性がほとんど無いとの診断が得られたこと、さらに地元自治会から落雪等に対する安全面での対応を図ってほしいとの陳情もあつたことから、昨年度末に撤去工事を終えたところであり、その西側の建物については、寄附をいただいた当時のまま、現存している状況である。

これらの施設については、昨年度に全体の利活用に向けた御師浅間坊整備活用基本構想を策定し、今後の整備に向けた基本的な指針を定めたところである。

したがって、その整備については、ソフト面・ハード面の双方において地域の歴史や景観、文化に即した整備を進めて参りたいと考えている。

●2回目の質問

現存する建物については早急な利用に向け、何らかの対策が必要であると考えられるが、ハード並びにソフト両面からの計画があつたらお教え願う。

また、この上吉田地域では今後、国道138号拡幅なども予定されており、浅間坊の整備事業も時間のかかるものであると認識している。

そこで、御師「浅間坊」の利活用に向け、中期的、長期的に御師まちの歴史を生かしつつ、将来的にどのような形で整備を進めていくのか市長の考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

まず、ハード並びにソフト両面からの計画についてであるが、御師「浅間坊」は整備基本構想の中にも御師旧外川家住宅とともに御師まちの中核として位置付けている。

したがって、現存する建物については景観に配慮し、外観については御師の街並みに合致した整備を進めて参りたいと考えている。

次に、将来的な整備についてであるが、御師「浅間坊」の利活用については、中期的構想にも掲げているとおり上吉田地域の御師まちの全体像を考慮する中で、地域の活性化に役立つ施設として整備して参る。

さらに、長期的には御師「浅間坊」の復元も視野に入れながら、施設全体の整備を進めて参る。

③市内学校施設のグラウンド整備について

●1回目の質問

2020年に開催される東京オリンピックにおいて、フランスラグビー協会と山梨県並びに富士吉田市が、富士北麓公園内の陸上競技場や球技場などをラグビー7人制男女チームの事前合宿地とする基本協定を締結できたことは、地元の子供たちをはじめ、多くの市民の方々に大きな関心と期待を強く感じさせるものであり、是非、成功させていた

だきたいと考えている。現在、富士吉田市は学校施設を学校教育に支障の無い範囲で市民のスポーツ及びレクリエーションなどの普及や振興のために一般開放している。このことは、子供たちや市民のスポーツ推進に大変役立つしているものと考えている。

しかしながら、スポーツ推進のための学校施設の一部グラウンドにおいて、大雨の後には水はけが悪く、すぐに使用できない状況が見受けられる。

特に、過去には国民体育大会のソフトボール大会が開催された下吉田第二小学校グラウンドは、大雨が降ると地面の傾斜の関係からか、水はけが悪く、水溜りや水みちがで、グラウン

ドの原状回復に時間がかかる状況が見受けられる。

以前の下吉田第二小学校のグラウンドは水はけもよかったが、現状はただ今申し上げたように不具合が生じている。学校施設であるがゆえに、本来の専用グラウンドとしての使用目的とは異なる使用による要因も重なっている点はある意味理解できるが、このままの状態が続くことは今後のスポーツ振興に大いに影響があるものと考えている。

そこで、まず、学校施設の一般開放に対する考え方、これら一部のグラウンドにおける不具合の現状認識、併せて、これまでどんな手立てを加えてきたのか、市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、学校施設の一般開放に対する考え方についてであるが、学校施設の一般開放は学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法等において、「社会教育やスポーツの振興、住民の健康づくりなどを目的に人との出会いやふれあいを呼び起こし、新たなコミュニケーションづくりの拠点として学校施設を学校教育に支障のない限りにおいて一般開放に努めること。」とされており、私といたしても、その重要性や必要性を強く認識し、その趣旨に則り、効率的かつ積極的な開放に努めているところである。

次に、一部グラウンドにおける不具合の現状認識についてであるが、当該グラウンドは専用グラウンドと異なる様々な競技での利用のほか、学校や市の各種行事における駐車場を含めたスポーツ以外の利用など、多種多様な活用を図っているため、常に良好なグラウンド状態を維持することは困難な状況である。また、近年の大雨やゲリラ豪雨などがグラウンドの水はけを悪くし、水溜りや土の流出による水みちが発生し、周囲の側溝に悪影響を及ぼしているなど、万全の状態ではないことは十分認識している。

次に、これまでのグラウンドに対する手立てについてであるが、例年、各学校とも運動会に支障が出ないよう夏休み期間を中心に教員や保護者の皆様の御協力を得る中で側溝の砂上げや土嚢づくりなどの作業を行うとともに、業者委託により土の補充や重機による整地を行っている。

特に昨年は、長年の懸案であった下吉田第二小学校グラウンドBパート部分の不具合を解消するため、高い部分の土を低い部分に移動させ、土の流出を最低限に抑えるための大掛かりな整備を行った。

これにより、以前と比較して改善はしたものの、まだ万全な状態には至っていないことから、本年8月下旬には更に土を補充し、傾斜の改善を図ったところである。

●2回目の質問

1点目の学校施設の一般開放の必要性については私の認識と一致するものであり、今後のスポーツ振興に大いに期待できるものと確信した。

2点目の不具合の現状についても、学校教育の分野では支障がないものの、一般開放の分野において不具合の現状を認識されている点で私の認識と一致するものである。

こうしたことから、3点目のこれまでのグラウンド整備については、学校との連携やPTA関係者の協力のもと、一定の整備が図られたことは理解できるところである。

特に、昨年の下吉田第二小学校のグラウンド整備については、従来の整備とは異なり、グラウンド全体の高い部分を削るとともに、低くなっていたBパートの内野部分に山砂を補充したことにより、整備後一定期間の成果を私も実感したところである。しかしながら、現状でも示されたとおり、現在は完全な不具合の解消にまでは至っていない。

そこで、下吉田第二小学校のグラウンド整備については、昨年に引き続き、不具合の解消に向けた大規模な整備を実施してほしいと

考えるが、市長の考えをお聞かせ願う。

併せて、それ以外の市内の学校施設のグラウンド整備についてもこれまで以上に使いやすく、安心・安全なグラウンドに整備していただきたいと切望するが、市長の考えをお聞かせ願う。

●2回目の市長答弁

まず、下吉田第二小学校のグラウンド整備についてであるが、グラウンド周囲の側溝機能を維持しながらの更なる傾斜の改善、Bパートの内野部分を中心としたかさ上げ、影響が最小限で済む方向への水みちの誘導など、来年度はより良いグラウンド状態の実現を目指し、昨年度以上の整備を実施して参りたい。

次に、下吉田第二小学校以外の学校施設のグラウンド整備についてであるが、現状、一部グラウンドにおいては、下吉田第二小学校ほどではないものの、大雨直後には水溜りや水みちが発生している状況である。

これらの状況を改善するため、今後においては、土の補充や整地を中心とした整備にとどまらず、下吉田第二小学校における検証結果なども踏まえ、学校教育の分野はもちろん、各種競技への影響も最小限にとどまるよう、利用しやすく安心安全なグラウンドとして整備して参りたい。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

秋山 晃一 議員



①国民健康保険制度について

●1回目の質問

国民健康保険制度をとりまく情勢として、加入者である市民の生活状況と地方自治体の課題について、市長の認識はいかがが。

国民の所得が全体として低下する中で、貧困が広がり、「子どもの貧困」「ワーキングプア」などが社会問題となつていく。格差と貧困の拡大に対して、どのように立ち向かい対応していくのか、地方自治体であっても格差と貧困解消の努力が必要ではないか。

平成28年度決算案によれば、国民健康保険の平成28年度収支は4千万円余りの黒字である。国から財政調

整交付金は前年度より7400万円ほど増えています。国保会計が黒字の時に税の軽減の取り組みを拡大し、格差と貧困解消の地方自治体の一つの取り組みとすべきだと考えるがいかがが。

次に、来年度からの国保運営者の変更に伴い「財政安定化基金」が設置される。これにより、国民健康保険財政調整基金はある程度の金額が必要がなく、この必要がなくなった基金も国保税軽減の財源として活用できると考えられるがいかがが。

●1回目の市長答弁

国民健康保険制度については、低所得者を多く抱えるなど構造的な課題を抱えており、取り巻く環境も非常に厳しく、これまでにも全国市長会などあらゆる機会を通じて、国の財政支援の拡充や更なる財政基盤の強化を図るよう強く要望してきたところである。

国からの支援制度については、更なる財政基盤の強化を図るため、平成27年度から国において公費の拡大投入をしたことにより、国保税の引上げが抑制されて

いるものと認識している。

次に、国保税軽減の取組みの拡大についてであるが、現在、低所得者世帯の負担軽減措置については、国の制度として課税段階において所得に応じ7割5割、2割の軽減措置をとっている。また、納税が困難であると認められる方などについては減免制度で対応しているの、市独自としての新たな減免、減額制度の拡大については考えていない。

次に、財政調整基金を国保税軽減の財源として活用することについてであるが、山梨県が設置する「財政安定化基金」については、来年度以降、財政運営の責任主体となる県が整備するものであり、その目的は県に納める納付金財源が不足する市町村へ貸付けなどを行うことであることから、市町村が保有する財政調整基金とは関連するものではない。

また、市町村が保有する財政調整基金は、市町村が県へ納める納付金の激変緩和や医療費の適正化に向けた保健推進事業等、国保財源の健全運用のために活用すべきものであると考えている。

したがって、財政調整基金を国保税軽減の財源として活用することは考えていない。

●2回目の質問

国からの財政支援分については、国保税の引き上げが抑制されているという認識だが、国の制度として所得に依りて7割、5割、2割の軽減措置がある。その所得の対象をこの2年間広げてきたのではないか。つまり、新たに軽減となった納税者もいることなので、納税の負担軽減にもなったという認識は持たれていないのか、いかがが。

黒字が大きくなった時に低所得者対策に取り組み、先に提起した地方自治体としても格差と貧困の解消のために取り組むべきである。払える保険料、いつでも受けられる医療という国保制度に近づけていくべきだと考えるが、市長の見解はいかがが。

●2回目の市長答弁

まず、納税者の負担軽減についてであるが、国の法改正により国保税の軽減判定所得については、ここ数年続けて見直したところである。この改正により負担軽減の対象者の範囲も拡大し、低所得者層への負担軽減に繋がったことは、制度の趣旨として当然のことと認識している。

次に、低所得者対策の取組みについてであるが、どのような状況であっても、現段階において市独自の新たな減免、減額制度の拡大については考えていない。

いずれにしても、国民健康保険制度は市民の皆様の健康を守る上で重要な施策であり、将来に向けた持続可能な制度として安定的な運用をすべきものと認識している。

●3回目の質問

国及び県に国民健康保険制度への支援を強く求め、払える保険料、保険証1枚で、いつでも、どこでも、誰でも必要な医療が受けられることを市としては考えていくべきではないかと考えるがいかがが。

●3回目の市長答弁

国民健康保険制度への支援についてであるが、先ほど答弁申し上げたとおり、国民健康保険制度は市民の皆様の健康を守る上で重要な施策であるので、引き続き、国及び県へ財政支援の拡充等を強く要望して参る。

②介護保険制度について

●1回目の質問

私は「軽度」サービスの地域支援事業への移行について、市がどのような考えで進めていくのか2年前に質問した。その時に「介護給付から地域支援事業へ移行しても、これまでと同様にサービスが受けられるように準備を進めている」と答弁があった。

そこで、2年が過ぎた現在の実況は、どのように事業が行われているのかお聞きする。通所介護と訪問介護のサービスが介護保険の時と同様に受けられているのか、サービスを実施する事業所に対する介護報酬はどうかなど具体的な答弁を求める。

●1回目の市長答弁

まず、「軽度」サービスの地域支援事業への移行についてであるが、本市における要支援1、2の方が利用する通所介護及び訪問介護については、地域支援事業移行後においても、従前と同様のサービスを提供しており、介護報酬についても、サービスの質を確保する観点から内容に変更はない。

次に、総合事業の運営についてであるが、法改正以前から事業の主体となるボランティアの育成等に努め

富士吉田市の総合事業の運営に苦勞している点はどこにあるか。

次に、総合事業の中に基準緩和サービスというのがある。基準緩和サービスに対しては、どのような考えで事業を展開されているのか。認知症の初期段階での専門職のかかわりの重要性、必要性を軽視した現在の政策は介護度の重症化を進める。介護サービスの縮小で家族の介護負担を増やすことになれば、「介護離職ゼロ」にも反することになる。この点に關しての市長の見解を求める。

また、第6期介護保険事業がもうすぐ終了して、来年には計画の見直しの時期となる。特に施設介護と在宅介護を希望される方の希望に沿った施策はどこまで実現できているのか、施設の状態、在宅介護にあつての支援の状況について答弁を求める。

ているが、その担い手の確保に苦慮しているところでもある。

次に、総合事業における基準緩和サービスについてであるが、現在のところ、本市としては、基準を緩和したサービスの提供については考えていない。

次に、認知症の初期段階における専門職の関わりについてであるが、現在、オンラインプランにおいて、認知症サポーターの養成をはじめ、見守りの強化、認知症予防講座、認知症カフェなどへの支援に努めている。

さらに、認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症に係る専門的な知識や技能を有する支援チームを立ち上げるための検討も進めている。

次に、第6期介護保健事業計画における施策の進捗状況についてであるが、第6期においては、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で適切な介護サービスが受けられるよう「居宅、地域密着型、施設・居住系などバランスのよい介護サービス基盤整備を行って参った。

こうしたことから、介護を必要とする方の要望に寄り添った施策としての成果を挙げているものと認識している。

●2回目の質問

利用料等の関係で介護保険制度の時と比較した場合、サービスを受けられる回数などが減っているというこ

とはないのか、利用者にとって以前と同じ質だけではなく、同じ量のサービスが受けられるようになっていくかどうか、その点について答弁を求める。

認知症の初期段階において専門職の存在、かわりが必要との認識だと受け止めてよろしいか、答弁を求める。

自宅で生活が継続できるようにするためには、医療、介護のケアといった面から様々な支援が必要とされると考えるが、そちらの整備はどのように考えているのか。

また、現在も今後も利用料との関係で万全の介護を受けられないといったケースが出てくると考えるが、どのように対策をたてられるつもりか、答弁を求める。

●2回目の市長答弁

まず、地域支援事業移行後のサービスの提供についてであるが、要支援1、2の方が利用する通所介護及び訪問介護については、サービスを受けられる回数、量ともに変更はない。

次に、認知症の初期段階における専門職の関わりについてであるが、認知症は早期に発見し対応することが症状悪化の防止に繋がることから、初期段階における専門職の関わりは非常に重要であると認識している。

次に、自宅での生活を望む高齢者への必要な支援についてであるが、既に医療や介護の現場ではそれぞれが連携しつつ、高齢者に対

する支援の充実を図っているところである。

また、「小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の事業も本年度末までには整備される。

次に、利用料等の関係で万全の介護を受けられないケースへの対応についてであるが、高齢者の生活の質が落ちないよう様々なサービスに繋げるとともに、高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度や社会福祉法人等による低所得者対策事業等、利用料軽減制度の更なる周知を図って参る。

③住宅リフォーム助成制度について

●1回目の質問

この制度の創設については、昨年9月議会で市長の考えをお聞きしたところであるが、その際、市長は「個人資産に公費を投入することは慎重に」という考えは変わっていない」としつつも、住宅の機能向上や長寿化の実現に関して「他市の状況を調査している」という調査結果をふまえ、市の財政状況や経済波及効果、事業内容等を考慮しながら検討することと答弁されている。そこで、1年が過ぎた時点でお聞きする。現在の調査状況はどのように進んでいるか、及び現在の検討の到達点については、どのようであるか。

●1回目の市長答弁

現在の調査状況等については、本年9月現在、山梨県内15市町村において、地域経済対策、定住促進対策等、異なる行政目的を達成するための施策として独自の住宅リフォーム助成制度を実施している。

しかしながら、これら助成制度における経済波及効果は一定程度認められるものの、外部評価委員会等で「公共性が低いことを理由に廃止すべき」とされた市もあり、また、既に事業の一部を廃止している市もある。このような調査状況を踏まえ、本市の財政状況や経済波及効果、事業内容等を慎重に考慮した結果、本市としては、現在実施している木造住宅耐震化対策等、市民の住環境の向上を目的とした助成制度を継続して参る。

●2回目の質問

山梨県内で、15市町村が独自の住宅リフォーム助成制度を実施している、これらの助成制度による経済波及効果も一定程度認められる、と調査して明らかにしたものの、1市の外部評価委員会の評価、及び事業の一部を廃止している市があることにより、現在ある制度の中で市民の住環境の向上を進めるとの答弁であった。

しかし、国は2014年に「長期優良住宅化リフォーム推進事業」を創設した。住宅のリフォームについて

は、全国で多くの自治体が支援を行っており、その内容は高齢者や障害者対応のバリアフリー化、エコリフォームやエコ設備設置の省エネルギー化、浄化槽設置やゴミ処理機設置、緑化促進といった環境対策、積雪対策やアスベスト対策、火災報知機設置などの防災対策など多岐にわたっている。この制度実施に当たったこの国の補助などは研究されたのか。

「経済波及効果が一定程度みられる」と他市の状況の調査では答弁されたが、本市においては経済波及効果についてはどのように考えられたのか。

市民の住環境の整備についてどのように考えているのか。

●2回目の市長答弁

本市としては、国の補助制度を十分研究し、経済波及効果についても検討した結果、経済効果に特化した新たな制度の創設は行わず、現在実施している助成制度を活用し、市民の住環境整備を行って参る。

●3回目の質問

住宅リフォーム助成制度を実施している富士河口湖町は昨年度247万円の補助金で工事費額は8511万円、経済効果は34倍である。

このことから大きな経済波及効果があることがわかる。だからこそ、業者のみなさんが多くの市民の賛

同も得て、市に要請したのである。しかも、住宅リフォーム助成制度は経済効果のみに特化した制度ではない。市民の住宅改修意欲を喚起し、優良な住宅を長期に維持することにもなる。国が示している「長期優良住宅化リフォーム推進事業」、あるいは多くの自治体で支援を行っている事業など、多岐にわたる住宅改修の支援事業があると紹介した。

こうした全国の動きに対して、市としては現行の助成制度だけで十分なのかどうか、引き続き検討していくべきだと考えるがいかがか。

●3回目の市長答弁

住宅リフォーム助成制度についてであるが、現在、本市においては、高齢者の方や障害をお持ちの方々への生活支援を目的とした助成制度をはじめ、定住促進や空き家の活用を目的とした助成制度、木造住宅の耐震性の向上を目的とした助成制度、さらには、世界文化遺産の価値向上対策としての景観形成に対する助成制度や御師住宅の改修に対する助成制度など多種多様な施策を実施している。したがって、今後においても、これらの助成制度を活用し、市民の住環境向上に努めて参る。

■議案等の処理結果（9月定例会）（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案番号等	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 孝夫	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	秋山 晃一	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	審議結果	
報告第9号	継続費精算報告書について （平成28年度富士吉田市一般 会計予算）	9/6 報告	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	報告	
報告第10号	継続費精算報告書について （平成28年度富士吉田市水道 事業会計予算）	9/6 報告	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	報告	
議案第34号	平成28年度富士吉田市一般 会計及び特別会計歳入歳出決 算認定について	決算 特別	○	☆ ○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	★ ●	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第35号	平成28年度富士吉田市立病 院事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第36号	平成28年度富士吉田市水道 事業会計決算認定について	決算 特別	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定
議案第37号	富士吉田市税条例の一部改正 について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第38号	住居表示の実施に伴う関係条 例の整理について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第39号	富士吉田市手数料条例の一部 改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第40号	平成29年度富士吉田市一般 会計補正予算（第2号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第41号	平成29年度富士吉田市看護 専門学校特別会計補正予算 （第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願第1号	30人以下学級実現、義務教 育費国庫負担制度拡充を図る ための請願書について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
報告第11号	健全化判断比率について	9/28 報告	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	報告	
報告第12号	資金不足比率について （富士吉田市下水道事業特別 会計）	9/28 報告	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	報告	
報告第13号	資金不足比率について （富士吉田市立病院事業会計）	9/28 報告	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	報告	
報告第14号	資金不足比率について （富士吉田市水道事業会計）	9/28 報告	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	報告	
議案第42号	工事請負契約の締結について（平成29・ 30年度防衛関係事業（8条）（仮称）富士吉 田市立第七保育園新築（建築主体）工事）	9/28 即決	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第43号	富士吉田市教育委員会委員の 任命について	9/28 即決	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第44号	富士吉田市公平委員会委員の 選任について	9/28 即決	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第45号	30人以下学級実現、義務教 育費国庫負担制度拡充を図る ための意見書について	9/28 即決	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
選挙第5号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有 財産保護組合会議員の補欠選 挙について	指名 推薦	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当選

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。